

○ 猟銃等および火薬類の販売事業者等 に対する指導取締りの強化について

〔昭和四十六年二月二十日 四十六重局第一八三号
都道府県知事あて 通商産業省重工業局長 通商産業省軽工業局長〕

去る二月十七日栃木県真岡市内の銃砲火薬店において、猟銃等および実包の強奪事件が発生しましたが、調査の結果、当該銃砲火薬店における猟銃等および火薬類の保管管理は必ずしも十分でなかつたと認められます。

この種の事故は、社会に対し著しい不安を与えるものであり、万一奪われた物品が不正に使用された場合には、多くの人を傷つけることになるおそれがあります。

猟銃等および火薬類の販売事業に携わる者は、その社会的責任からも猟銃等および火薬類の保管管理を厳重に行ない、この種の事故を未然に防止すべき責務があると考えます。

つきましては、銃砲火薬店およびその他の火薬類取扱者に対し注意を喚起し、保管管理を厳重に行なうよう指導するとともに、特に下記の措置を講ずることにより事故防止に万全を期せられるよう要請します。

記

一 警察当局とも連携をとり銃砲火薬店に対する立入検査を励行し、保管管理が法令の規定にしたがつて厳格に行なわれるよう指導取締り体制を強化すること。

二 銃砲火薬店における非常通報装置の設置、火薬庫についての警鳴装置の設置を促進するよう関係者を指導すること。

三 猟銃等の保管については、

(1) 昭和四十四年十二月二十二日付け四十四重局第二四八八号の通達にもとづいてこれを履行すべく、再度強力な指導を行なうこと。

(2) 今国会に提出された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（別添）の附則により武器等製造法を改正し、新たに① 猟銃等は、要件を備えた保管設備に施錠して保管しなければならぬこと、

② この場合、実包、空包または金属性弾丸を当該猟銃等とともに保管してはならぬこと、

③ 上記①、②に違反した者は、三万円以下の罰金に処すること、

を規定することとしているので、本改正の成立、実施前においてもその趣旨にのつとつた指導を行なうこと。

四 火薬類取締法施行規則第十五条の表(5)の場所に貯蔵される火薬類については、火災および盗難の防止に留意させるため、確実に施錠可能な容器等に保管するよう指導すること。